

監 第 1 2 号
令和8年9月1日

東秩父村長 高野 貞宜 様

東秩父村監査委員 江原 教一
東秩父村監査委員 吉野 文泰

令和7年度 東秩父村財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された令和7年度東秩父村健全化判断比率の関係書類を審査した結果について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、次のとおり意見を付して提出します。

令和7年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付されたつぎの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

項目	健全化判断比率 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
① 実質赤字比率	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	20.0	
③ 実質公債費比率	3.3	25.0	
④ 将来負担比率	—	350.0	

※「—」は、赤字でない及び将来負担がないことを表す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

赤字が生じていないことから、早期健全化基準の 15.0%と比較すると、これを下回っています。

② 連結実質赤字比率

赤字が生じていないことから、早期健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っています。

③ 実質公債費比率

昨年度から 0.1 ポイント上昇して 3.3%となったものの、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っています。

④ 将来負担比率

将来負担が生じていないことから、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。